

都市公園等照明灯 LED 化修繕仕様書

盛岡市都市整備部公園みどり課

1. 適用及び業務内容

- (1) 本仕様書は、盛岡市が発注する「都市公園等照明灯 LED 化その1修繕」、「都市公園等照明灯 LED 化その2修繕」に適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発行「土木工事共通仕様書」並びに関連示方書、関係法令、各種技術指針、要綱・基準等(最新版)によるものとする。
- (2) 本業務内容は、劣化している、または部品が生産中止となっていて不点灯となっている照明灯を LED 化し、改善するものである。
各公園共通事項として、灯具、電源ユニット及び支柱ポール内の配線ケーブルの交換を実施し、支柱ポールは既設品を利用するものとする。

2. 履行場所及び修繕内容

別添一覧表に記載の照明灯について、下記の製品の設置、既設品の撤去処分及びその他必要な作業を実施するものとする。

ア 灯具種別 リニューアル用 LED モールライトへの更新とする。

一覧表において、水銀灯 400 形 300 形 250 形 200 形：A、水銀灯 100 形：B、その他：C

イ 灯具デザイン 丸形ポールヘッドタイプとする。

一覧表において、中心タイプ：中心、片寄タイプ：片寄

ウ 電源ユニット 上記灯具対応品とする。

エ 配線ケーブル 上記灯具対応品とする。配線延長については、一覧表上のポール高さを用いるものとする。

3. 施工管理

- (1) 本業務の履行に当たっては、労働安全衛生法に基づき、公園利用者に対する安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。
- (2) 施工中、当初の実施内容に変更が生じる場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。
- (3) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (4) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。

4. 主な提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場責任者届
- (3) 工程表届
- (4) 施工計画書

- (5) 完了届
- (6) 施工写真（紙・電子）
- (7) その他必要と認められる書類

5. その他

業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議の上、速やかに処置するものとする。